

第4回府中市下水道事業経営戦略等検討協議会会議録

■開催日時 令和7年10月27日（月）午後3時から午後4時15分まで

■開催場所 市民活動センタープラッツ 第3会議室

■出席委員

大橋啓吾委員、金子雄一郎副会長、川村英史委員、北島美都子委員、
長岡裕会長、松木紀美子委員

■欠席委員 なし

■事務局

山田都市整備部長、轟都市整備部次長兼道路課長、
塩澤下水道課長、奥下水道課長補佐、高橋下水道課主任、來栖下水道課主任
日本水工設計株式会社武井氏、谷氏

■傍聴者 1名

■議事日程

1 議題

- (1) 第3回協議会の振り返りについて
- (2) 府中市下水道事業経営戦略について
- (3) 下水道施設改築基金及び建設改良積立金の方針について
- (4) 最終答申について

2 その他

■会議録

○事務局 ただいまより第4回府中市下水道事業経営戦略等検討協議会を開催させていただきます。それでは進行につきましては、長岡会長よろしくお願いたします。

○会長 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは前回に引き続きまして、これから、第4回の下水道事業経営戦略等検討協議会を開催いたします。まず初めに、事務局に確認いたしますが、本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか

○事務局 傍聴希望者が1名おりますが、委員の皆様の承認を得て、傍聴希望者に入場していただきたいと思いますが、ご判断の方よろしくお願いたします。

○会長 お一人の傍聴希望者がいらっしゃるということですが、いかがでしょうか。

○各委員 【異議なし】

○会長 それでは傍聴の方に来ていただいでください。

【傍聴者入場】

○会長 それでは、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに事務局から資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

○会長 それでは、議題1「第3回協議会の振り返りについて」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に基づき、ご説明させていただきます。

(資料の詳細説明)

○会長 ご質問ご意見があればお願いたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、続きまして、議題の2「府中市下水道事業経営戦略について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に基づき、ご説明させていただきます。

(資料の詳細説明)

○会長 ご質問ご意見があればお願いいたします。

○委員 令和6年度の数値が出たので入れ込みましたというご説明があったんですが、それを足すことによって何か変更する部分はあるかどうかお聞きしたいです。

○会長 はい、お願いします。

○事務局 令和6年度の決算状況を入れることにより、今後の投資財政計画等に影響があるかというご質問かと思いますが、影響はございません。将来推計等については、令和7年度当初予算をベースに計画を策定したものでございまして、過年度の決算額についてはあくまで参考値として記載したものでございます。

○会長 よろしいですか。はい、他にいかがでしょうか。

○委員 15ページと16ページの指数の分析に関する事で、(イ)の累積欠損金について、0から5までプラスで書かれていますが、マイナスがあれば悪いということ言っているの、上からマイナスに下りていった方が分かりやすいと思います。他の表と比べると府中市が一番下にあり悪いのかという勘違いされるかもしれない。表の形式なので気になります。

16ページの一番下の(キ)の水洗化率について、100%より上はないと思いますので、102%は消した方がいいと思います。

○会長 はい、グラフの書き方ですけどいかがですか。

○事務局 (イ)の累積欠損金比率につきましては、こちらは国の様式をそのまま用いております。欠損金が出てない自治体についてはあまり意味をなさないものですが、全国的に下水道の事業は非常に厳しいものとなっております。

りますので、おそらくマイナスではなくプラスで書かれていると認識しております。国等にも確認しながら、より分かりやすい表が作ればと考えております。

続きまして、(キ)の水洗化率につきましては、102%は不要かと思っておりますので、対応させていただきたいと思っております。

○会長 よろしいですか。はい、他にいかがでしょうか。

○副会長 令和9年度以降の管渠の改築事業本格化という記述がありますが、具体的にどういうことになるか、前半に書いていないと思っております。今後の課題の18ページのところに書くのかもしれませんが、後半で唐突に出てきているような印象があります。。

○事務局 21ページのストックマネジメント計画の実施というところに、老朽化について触れております。具体的な数字につきましては30ページの建設改良費の見通しに将来の事業環境ということで、向こう50年の動向をまとめております。こちらで令和9年からストックマネジメントに基づく改良が大きくなるということを記載してございます。

○副会長 5の前にそれを書かなくてもよろしいでしょうか。

○会長 急に出てくるということがどうか。

○副会長 スtockマネジメントの話は前の方には出てこないもので、より丁寧に説明するという観点から気になったというところですか。

23ページの野川水再生センターの廃止によって、汚水の処理先の変更によっては新たな負担が生じるというところは反映しているのでしょうか。

○事務局 今回この改定が行われたばかりで、建設負担金にかかる金額等がまだ具体的に明示化されていないものとなっております。ですので、その中で見込まれるという書き方をさせていただくものでございます。

○副会長 将来の様々な指標に影響するようなものなのではないでしょうか。

○事務局 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画が令和7年3月に改定され、野川処理区の一部が北多摩一号処理区に変わります。これに伴い、東京都より流域幹線とポンプ場が必要だと聞いております。府中市の汚水も北一に行

きますので、おそらく負担金が発生するというのは見込まれますが、事業期間が長く20年ぐらいかかると言われておりますので、まだこの計画期間内には影響はないとだろうと認識しております。

全国特別重点調査の関係は、21ページのなお書きにあります。ここに関しても今ちょうど調査をやっている最中で、この計画にはとても反映するような指標になっておりません。40ページの未反映の取り組みに触れておりませんので、触れようかと思っています。

○会長 45ページの今後の投資についての考え方、ここに加筆するということですね。

○事務局 はい。流総計画の関係も、もう少し触れておいた方がいいかと。

○会長 なるほど。令和9年から本格的というのは、その前になにか説明があった方がいいという話をご検討ください。やはり唐突な印象があります

○事務局 21ページのストックマネジメントの実施の中に老朽化施設の改築更新について触れようかと思えます。老朽化、全国重点調査、そして流域下水道の建設負担金の件については、大変申し訳ございませんが、事務局一任をしていただければと思えます。

○会長 はい、結構です。

41ページの繰入金のところでは一般会計の基準外というのが令和8年から出てくるが、基準が変わるとは、どういうふうになるのかお教えてください。

○事務局 府中市は独自に、国や下水道の研究会に基づき繰出基準割合を設けており、特別会計時代からずっと踏襲していたので、基本的には基準内での繰り入れによって事業を展開しておりました。この基準内基準外については、財源として充てられる支出が、国が定める基準に基づくが基づかないかで判断されるものでございます。これまでは、市の基準に基づいてやっていたので、基準内としていたところですが、今後、事業が本格化する中で、一般会計の繰入金が課題となることを見込まれるため、国が示す基準外の数値についても繰り入れをしていく方針に変えることを意味しております。

○会長 これは赤のところをなくすというわけではなく、基準外として継続していくということですか。

○事務局 はい、そうでございます。

○会長 それは特に問題ないのですか。

○事務局 特に問題ございません。基準内基準外については、こちらの任意の裁量になりますので。

○会長 分かりました。

28ページの有収水量と人口予測のグラフですが、この両者は有収水量と人口予測を比べると、だんだん下がっていくのは分かるが、令和56年あたりを見ると、この差が大きくなってるように見える。おそらく一人当たりの水使用量が増えるような前提に基づき計算をしてるように見える。人口の下がり方よりも、有収水量の下がり方がそれほどでもないように見えるが、それはどういうことか。

○事務局 人口は有収水量に占める割合が小さく、企業が大きいという状況があるため、企業からの有収水量はそれほど変わらないことを見込んでこのような形となっております。

○会長 分かりました。

はい、他いかがですか、よろしいでしょうか。

はい、それでは、続きまして、議題の3「下水道施設改築基金及び建設改良積立金の方針について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に基づき、ご説明させていただきます。

(資料の詳細説明)

○会長 ご質問ご意見があればお願いいたします。

○委員 基金は現状、決算書類を見ると固定資産の投資、その他の資産に固定的預金として留保されているので、用途等が議会で承認を得て、取り崩す計画を立てれば年度の資金的には大丈夫かと思えます。資本の中から任意積立金として、利益処分によって積み立てているのが建築改良積立金ですが、市の場合を見ますと、現預金が多くあるので問題ないのですが、現預金というのは自由な裁量によって取り崩すことが可能です。使いたいときにないのは困りますので、用途目的を明示した預金として最低限のものを確保しておかないと、必要

時に使えない恐れがある。内部的な確保をしていただけると安全かなと思います。

消費税法に基づいて市では複雑な消費税計算をしますが、一般は単純に預かった消費税から、支払時にかかる仮払いした消費税を引いた差額を納税すればいい。公共事業の場合には、国からの補助金や一般会計からの繰り入れなど、特定収入があるため、比例配分によって細かい計算が要求されます。基金については、単に預金を固定するものなので、そういう概念から外れると思いますが、建設改良積立金については、未処分利益から積み立てる時はいいが、用途が決められているものを、任意に取崩すと、消費税を減額する額が大幅に減ってしまう危険性もある。国税や担当の税務署に文書回答を求めるなりして、その安全性は確保していただけるといいと思います。

○会長 はい、いかがでしょうか。

○事務局 建設改良積立金の現預金の確保についてですが、現時点では取り崩す予定がないため、資産運用として定期預金に預け入れをしておりますので、その財源自体はしっかりと確保されています。決算書類では、貸借の中で現金預金としか書かれておりませんが、細目で積立金に関する科目を設けております。

消費税の計算につきましては、税務署等にしっかりと確認をさせていただき、細心の注意を払いながら対応させていただきたいと考えております。

建設改良積立金は、基本的に資本的支出の課税仕入れの財源に充てるものと、用途は明確になっております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 他にいかがでしょうか。

○副会長 基金と積立金、合わせて6億円ということでしょうか。

○会長 令和9年度から毎年6億円というのは、合わせて6億円ですか。

○事務局 基金と建設改良積立金については、取り扱いがまだ整理できていなかったところでした。今回、方針をご提示することで、ストックマネジメント計画等に基づく6億円については、計画に基づくというところから、基金から取り崩すということをお示しする次第でございます。

○副会長 基金から6億円ということですか。経営戦略案で、基金積立金を取り崩すという記述がありますが、これを受けて直すということでしょうか。

○事務局 はい。本来は経営戦略の改定に関する審議の前に、基金積立金の取り扱いについて審議できれば反映するところでしたが、基金積立金が後となってしまったためこのような表現となっております。基金積立金の方針については、事務局で任意に加筆修正させていただければと思います。

○委員 そうしていただいた方がいいですね。

○副会長 そうですね、明確にした方がいいと思います。

○事務局 分かりました。

○会長 はい。では、事務局の方でお願いいたします。
はい、他はいかがですか。

○委員 基金の取崩を毎年6億円と計画されているが、調査の結果や予知できぬ事態などによって、年度により増減することもあると思う。そういう時は、事前に10億円取崩す年があったり3億円だったり、変動が考慮されるということではよろしいでしょうか。

○事務局 スtockマネジメント計画の上限13億円を想定した6億円となっております。必ず調査、設計をして工事を行いますので、おそらく減額することを想定しております。取り崩しの6億円についても上限としてご認識いただいて、必要に応じて取り崩し額を下げていく、なるべく基金を長く活用できるように進めたいと考えております。

○会長 はい、よろしいですか。

基金というのは、取り崩したら積み立てないということですか。基金が93億あるから、これはもう下がる一方で、どんどん取崩していくっていくということではよろしいんですか。

○事務局 実際に事業を展開してみてもの判断になろうかと思いますが、積める時は積むような方針と考えております。ただ、取り崩しと合わせて、積み立てをするというのは、予算執行を伴うものですので、これについては整合を取りながら、計画的にできればと考えております。

今回、使用料を改定することにより、経費回収率が上がることで利益が創生されるかと思っておりますので、今後については企業法に基づき利益を処分して、財源を確保していくことが望ましいと考えております。

○会長 もう一度ですけど、基金は基本的には取り崩して行って、積立金は増えたり減ったりするかもしれないが、増えていくと、そういう姿になるわけですか。

○事務局 基金については、取り崩しが始まりましたら、基本的には減少していくもの。積立金については、利益が創成されましたら徐々に積んでいくもの、というご認識でいただければと思います。

○会長 分かりました。

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、4「最終答申について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に基づき、ご説明させていただきます。

(資料の詳細説明)

○会長 はい、ありがとうございます。この最終答申ですが、府中市長からいただいた諮問事項につきまして、前回の中間答申を含めた、本協議会からの最後の答申となります。何か本件につきまして、ご質問ご意見があればお願いします。

使用料については、5´でということで中間答申しております。

この協議会が終了後、私が府中市長に答申を行いますので、その旨ご承知おきをお願いします。

それでは、よろしければ、議題については以上とさせていただきます。

続きまして、次第の2、その他でございます。事務局から何かございますか。

○事務局 最終答申についてでございますが、本日の協議会終了後、こちらの会場で行いますので、委員の皆様につきましては、引き続き答申までご同席いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長 それでは以上をもちまして、第4回の協議会を終了いたします。4回にわたり、長時間ご審議いただいたことを感謝いたします。本当今までどうもありがとうございました。

終了